

(書式 1 - 4 - 29)

死亡危急者遺言の標準遺言書

遺言書

遺言者〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生、住所〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇号）は、病気療養中のところ、重態に陥り死亡の危急に迫ったので、平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇時自宅において、後記の証人3人立会のうえ、証人〇〇〇〇に対し、次のとおり遺言の趣旨を口授した。

- 1 妻〇〇〇〇に、預貯金全部と株式全部を相続させる。
- 2 長男〇〇〇〇に、不動産全部を相続させる。
- 3 この遺言の執行者として長男〇〇〇〇を指定する。

証人〇〇〇〇は、遺言者の遺言の趣旨を筆記し、これを遺言者及び他の証人に読み聞かせたところ、各証人はその筆記の正確なことを承認して、それぞれ署名、押印した。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

証人 〇 〇 〇 〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

証人 〇 〇 〇 〇 印

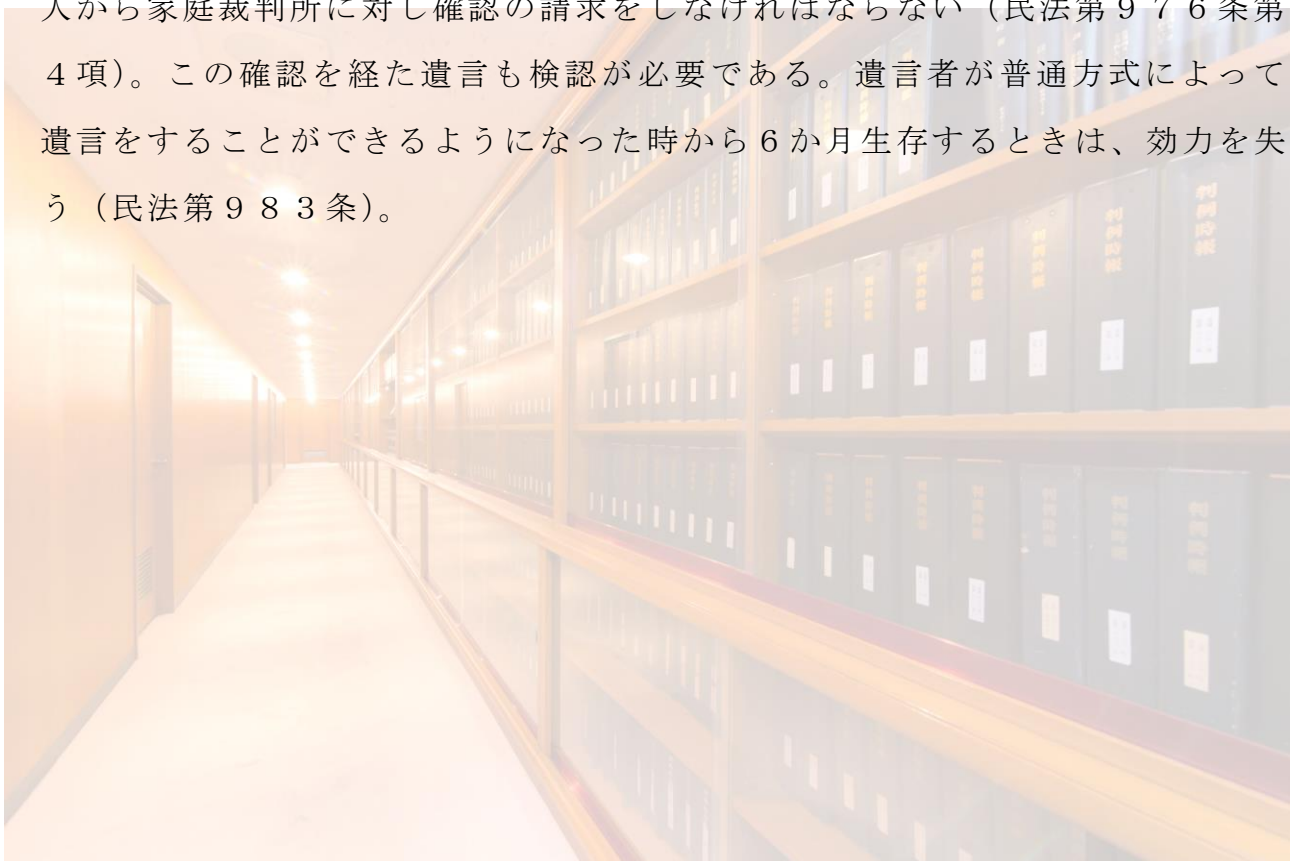
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

証人 〇 〇 〇 〇 印

## 解説

遺言者の署名、押印を要しないことなど方式が緩和されているが、加除、変更の方法、証人の欠格事由、共同遺言の禁止は、他の特別方式と同じく緩和されていないことに注意が必要である（民法第982条、第968条第2項、第974条、第975条）。

この方式による遺言は、遺言の日から20日以内に証人の1人又は利害関係人から家庭裁判所に対し確認の請求をしなければならない（民法第976条第4項）。この確認を経た遺言も検認が必要である。遺言者が普通方式によって遺言をすることができるようになった時から6か月生存するときは、効力を失う（民法第983条）。



\* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所